

工事用シートを取り扱われる皆様

## 偽造防災ラベルが貼付された工事用シートに関する注意喚起

公益財団法人 日本防災協会

防災対象物品である工事用シートに、弊協会が交付した防災ラベルに酷似したラベル(以下「偽造ラベル」という。下記参照。)が貼付され、販売されている事が分かりました。

当該工事用シートは消防庁長官の防災表示者登録を受けた者以外の事業者により製造・販売された模造品であり、防災性能を有しない可能性があります。

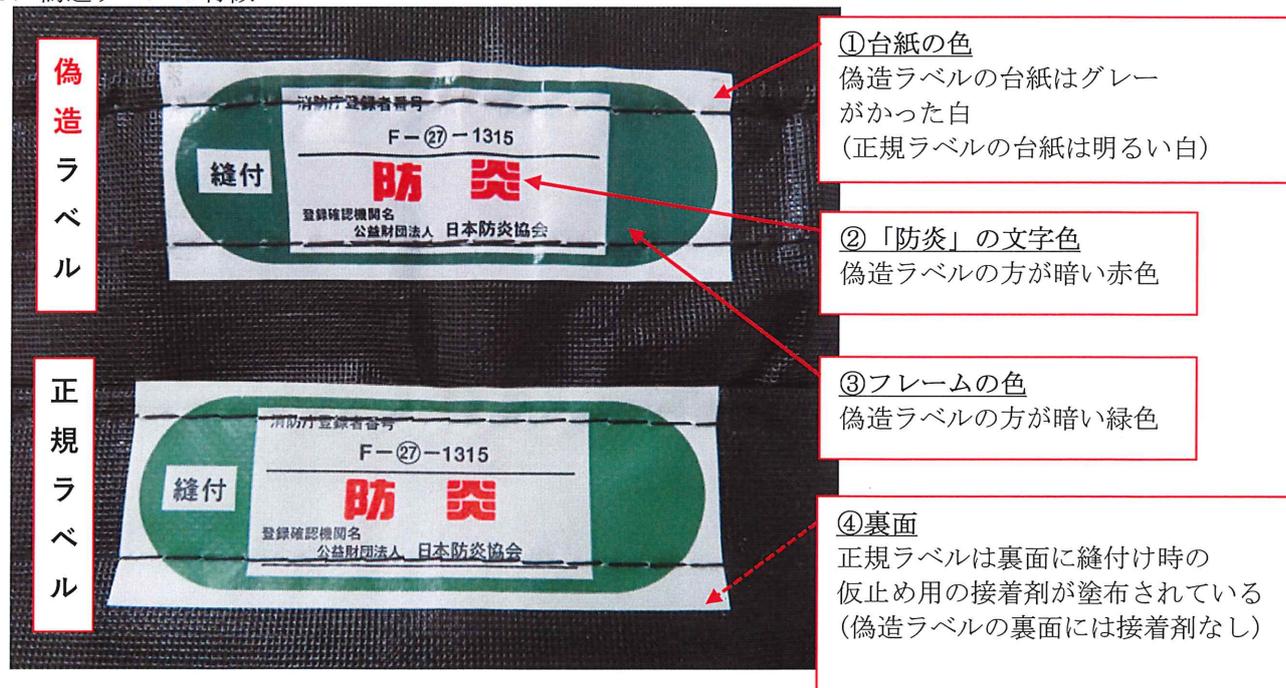
ついでには、総務省消防庁より、「偽造防災ラベルが貼付された工事用シートに関する注意喚起(令和5年3月29日消防庁予防課長事務連絡)」として、各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁ならびに各指定都市消防本部宛に事務連絡として、発出(別紙資料参照)されております。

工事用シートを取り扱われる皆様におかれましては、この旨を周知して頂きます様お願い申し上げます。

### 記

1. 偽造ラベルに用いられている「消防庁登録者番号」  
【F-27-1315】

2. 偽造ラベルの特徴



3. 偽造ラベルに関する相談窓口

(公財) 日本防災協会 管理部 近藤、石井 Tel:03-3246-1663

以上

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

偽造防災ラベルが貼付された工事用シートに関する注意喚起

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条の 3 において、政令で定める防火対象物で使用する防災対象物品は一定の防災性能を有するものとし、その旨を表示しなければならないこととされています。

法第 8 条の 3 の政令で定める防火対象物及び防災対象物品は消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）第 4 条の 3 に規定され、工事中の建築物その他の工作物において使用される工事用シートは、防災対象物品として防災性能を求められているところです。

今般、公益財団法人 日本防災協会（以下「防災協会」という。）から、防災対象物品である工事用シートについて、防災協会が交付したラベルに酷似したラベル（以下「偽造ラベル」という。）が貼付され、販売されている製品があるとの報告がありました。

この工事用シートは、消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）第 4 条の 4 第 1 項第 1 号に定める、消防庁長官の登録を受けた者以外の事業者により製造・販売された模造品です。この模造品は製造者・流通経路が不明で、防災性能を有しない製品が含まれる可能性がある\*ことから、こうした偽造ラベルが貼付された模造品を使用しないよう、下記のとおり注意喚起をお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件に類似する事案を把握した場合は、速やかに当課まで報告頂くようお願いいたします。

※ 防災協会に持ち込まれた製品については、防災協会による防災性能試験により、法第8条の3第1項で求める防災性能を有していることが確認されています。

## 記

### 1 偽造ラベルに用いられている「消防庁登録者番号」

【 F-⑳-1315 】

※ この消防庁登録者番号のみで模造品を見分けることはできないため、詳しい見分け方については2を参考にされたい。

### 2 偽造ラベル・模造品の特徴 (別紙参照)

### 3 偽造ラベルに関する相談窓口

防災協会において偽造ラベルに関する相談窓口が設けられていますので、事業者等からの相談があった場合にはご案内をお願いします。

<偽造ラベルに関する相談窓口>

(公財) 日本防災協会 管理部 近藤、石井

Tel : 03-3246-1663

消防庁予防課予防係

担当：濱田、佐藤、田上、秋吉

T E L : 03-5253-7523

Email : yobouka-y@ml.soumu.go.jp

# (別紙) 工事用シートにおける偽造防災ラベルの特徴



① 台紙の色  
偽造ラベルの台紙はグレーがかった白  
(正規ラベルの台紙は明るい白)

② 「防災」の文字色  
偽造ラベルの方が暗い赤色

③ フレームの色  
偽造ラベルの方が暗い緑色

④ 裏面  
正規ラベルは裏面に縫付け時の  
仮止め用の粘着剤が塗布されている  
(偽造ラベルの裏面には粘着剤なし)